

(別記様式第 1 号)

|        |         |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体   | 高知県安芸市  |

## 安芸市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高知県安芸市農林課  
所在地 高知県安芸市土居 82-1  
電話番号 0887-35-1016  
FAX番号 0887-35-4445  
メールアドレス norin02@city.aki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 対象鳥獣 | シカ、イノシシ、サル、カワウ、タヌキ、ハクビシン |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度              |
| 対象地域 | 高知県安芸市                   |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |                                 |
|-------|-------|---------------------------------|
|       | 品目    | 被害数値                            |
| シカ    | 果樹    | 被害面積 146.00 a<br>被害金額 261.80 万円 |
| イノシシ  | 果樹    | 被害面積 9.00 a<br>被害金額 16.70 万円    |
| サル    | 果樹    | 被害面積 - a<br>被害金額 - 万円           |
| カワウ   | 川魚等   |                                 |
| タヌキ   | 野菜、果樹 |                                 |
| ハクビシン | 野菜、果樹 |                                 |

※被害の現状としては上記のとおりだが、それ以外にも被害が発生している。

(2) 被害の傾向

①シカ

シカによる被害は、ユズ、植林ともに剥皮被害、若芽の食害が特徴的であり、野菜類、水稻等、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたっている。また、年間を通して被害は発生しており、被害区域は山間部を中心に広がっている。

②イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して水稻、タケノコ、イモ類への食害があり、被害区域は安芸市全域において発生している。また、根の掘り起しや農地畦畔の崩し被害も発生し、生産者の耕作意欲の低下に支障を及ぼしている。

③サル

サルによる被害は、山間部を中心に果樹（やまもも、かき、くり等）の被害報告がある。また、一部では住宅地での出没情報もあり生活環境への影響も懸念されている。

④カワウ

カワウによる被害は、アユ（天然遡上、放流）への被害が顕著であり、被害区域は、安芸川、伊尾木川となっており、アユの他、河川魚類への影響は深刻化している。

⑤タヌキ・ハクビシン

タヌキ・ハクビシンによる被害は、野菜、果樹が中心となっており、中山間地域のみならず市内全域で発生している。

(3) 被害の軽減目標

| 指標    | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|-------|------------|------------|
| 被害金額  |            |            |
| シカ    | 261.8万円    | 150.0万円    |
| イノシシ  | 16.7万円     | 10.0万円     |
| サル    | —          | —          |
| カワウ   | —          | —          |
| タヌキ   | —          | —          |
| ハクビシン | —          | —          |
| 被害面積  |            |            |
| シカ    | 1.46ha     | 1.00ha     |
| イノシシ  | 0.09ha     | 0.08ha     |
| サル    | —          | —          |
| カワウ   | —          | —          |
| タヌキ   | —          | —          |
| ハクビシン | —          | —          |

※現状値については把握できている数値のため、実際にはこれ以上の被害があると考えられる。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|           | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題  |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | 安芸猟友会有害鳥獣捕獲隊による捕獲<br>近隣市町村との連携による広域捕獲<br>捕獲報償金制度の拡充<br>シカ 8,000円<br>イノシシ 3,000円<br>サル 15,000円<br>タヌキ 1,000円 | ・狩猟免許所持者の高齢化による捕獲従事者の減少<br>・有害捕獲従事者に対する支援拡大 |

|               |   |  |
|---------------|---|--|
|               | ハクビシン 1,000円  |  |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 防護柵等設置に対する補助<br>R3年度 L= 13,400m<br>R4年度 L= 14,266m<br>R5年度 L= 12,071m | 一帯を囲んで設置する地域が増えているが、個別での設置が多いため、近隣に被害が及んでいる。共同防除の推進が必要である。 |
| 生息環境管理その他の取組  | 特になし  | 特になし   |

### (5) 今後の取組方針

- ・被害の軽減目標を達成するためには、更なる捕獲の促進が不可欠であるため、引き続き有害鳥獣の捕獲を促進する。(猟友会補助金及び捕獲報償金制度の継続、広域捕獲の実施)
- ・必要な防護柵については、引き続き防護柵の設置を促進する。(防護柵設置補助金制度の継続)
- ・狩猟者の高齢化による捕獲従事者が減少しているため、新たな従事者の確保・育成に取り組む。(狩猟免許講習会補助金制度の継続)
- ・県等が開催する捕獲技術講習会等に参加するなどして、捕獲従事者の捕獲技術の向上を図るとともに、新規狩猟者への技術の普及に取り組む。
- ・地域が主体となった被害防止柵を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて、新たな体制の整備を目指す。
- ・地理情報システムを活用して、被害地域の把握を迅速に行う。
- ・芸西村と連携して、シカの連携捕獲を毎年3月に実施する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①安芸市有害鳥獣被害対策実施隊  
地域からの鳥獣被害の情報を収集し、効率的な捕獲方法を検討し、安芸猟友会有害鳥獣捕獲隊と情報共有をおこなう。なお、有害鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、8の(3)のとおり。
- ②安芸猟友会有害鳥獣捕獲隊  
安芸市有害鳥獣被害対策実施隊や地域からの情報により効率的な捕獲を実施する。
- ③市長が特に必要と認める者

### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容      |
|----|------|-----------|
| 令和 | シカ   | 猟友会に対する補助 |

|           |   |  |
|-----------|---|--|
| 6年度       | イノシシ<br>サル<br>カワウ<br>タヌキ<br>ハクビシン       | 狩猟期間外の捕獲報償金<br>防除柵と組み合わせた捕獲<br>捕獲機材の導入 |
| 令和<br>7年度 | シカ<br>イノシシ<br>サル<br>カワウ<br>タヌキ<br>ハクビシン | 〃                                      |
| 令和<br>8年度 | シカ<br>イノシシ<br>サル<br>カワウ<br>タヌキ<br>ハクビシン | 〃                                      |

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
|---|
| <p>① シカ<br/>捕獲頭数は、令和3年度439頭、令和4年度540頭、令和5年度見込613頭であり、令和元年度以降増加傾向にあり、農林業被害も依然として大きな被害が予想される。この点を鑑みて、捕獲計画頭数を650頭とする。</p> <p>② イノシシ<br/>捕獲頭数は、令和3年度213頭、令和4年度227頭、令和5年度見込90頭である。令和5年度の捕獲頭数は異常値とみなし、平成30年度から令和4年度の過去5年間の平均捕獲数を算出すると215頭となる。今後も被害区域の拡大も予想されることから、捕獲計画頭数を220頭とする。</p> <p>③ サル<br/>捕獲頭数は、令和3年度60頭、令和4年度40頭、令和5年度見込35頭と減少傾向にあるが、山間部だけでなく平野部近辺でも目撃情報があり、今後被害が拡大することも予想されるので、状況を確認しながら捕獲に取り組んでいく。捕獲計画頭数は40頭とする。</p> <p>④ カワウ<br/>カワウによる魚類への食害が深刻な問題となっている。(捕獲実績：令和3年度羽、4年度2羽、5年度見込み3羽) 令和6年度以降においても、継続し</p> |

て取り組むこととし、カワウの捕獲計画頭数を20羽とする。

⑤ タヌキ

近年、農作物被害もあり市街地への出没も急増したため、令和2年度の捕獲から報償金の対象とし、本格的に捕獲することとした。令和5年度の捕獲頭数見込みは、30頭である。多くの出没報告があることを鑑み、捕獲計画頭数を令和5年度捕獲実績見込みより増の40頭とする。

⑥ ハクビシン

タヌキ同様、令和2年度から捕獲報償金の対象になり、多くの出没報告があることを鑑み、捕獲計画頭数を令和5年度捕獲実績見込み(64頭)より増の70頭とする。

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |     |     |
|-------|--------|-----|-----|
|       | 6年度    | 7年度 | 8年度 |
| シカ    | 650    | 650 | 650 |
| イノシシ  | 220    | 220 | 220 |
| サル    | 40     | 40  | 40  |
| カワウ   | 20     | 20  | 20  |
| タヌキ   | 40     | 40  | 40  |
| ハクビシン | 70     | 70  | 70  |

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて4月1日から11月14日にシカ、イノシシ、サル、カワウ、タヌキ、ハクビシンを対象として予察捕獲を行う。  
対象区域は安芸市全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

特になし

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| なし   | なし   |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣                             | 整備内容   |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|
|                                  | 6年度  | 7年度  | 8年度  |
| シカ<br>イノシシ<br>サル<br>タヌキ<br>ハクビシン | 金網柵<br>ワイヤーメッシュ柵<br>ネット柵<br>トタン柵<br>電気柵<br>L=10,000m | 金網柵<br>ワイヤーメッシュ柵<br>ネット柵<br>トタン柵<br>電気柵<br>L=10,000m | 金網柵<br>ワイヤーメッシュ柵<br>ネット柵<br>トタン柵<br>電気柵<br>L=10,000m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣                             | 取組内容                             |                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
|                                  | 令和6年度                            | 令和7年度                            | 令和8年度                            |
| シカ<br>イノシシ<br>サル<br>タヌキ<br>ハクビシン | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 |
| シカ<br>イノシシ<br>サル<br>タヌキ<br>ハクビシン | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 |
| シカ<br>イノシシ<br>サル<br>タヌキ<br>ハクビシン | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 | 整備した侵入防止柵については、巡回を行い、適宜必要な指導を行う。 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度    | 対象鳥獣                             | 取組内容   |
|-------|----------------------------------|--|
| 令和6年度 | シカ<br>イノシシ<br>サル<br>タヌキ<br>ハクビシン | 地域が主体となった被害防止策を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり（エサ場の除去や草刈り等）に取り組む。 |
| 令和7年  | シカ<br>イノシシ                       | 地域が主体となった被害防止策を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥                                   |

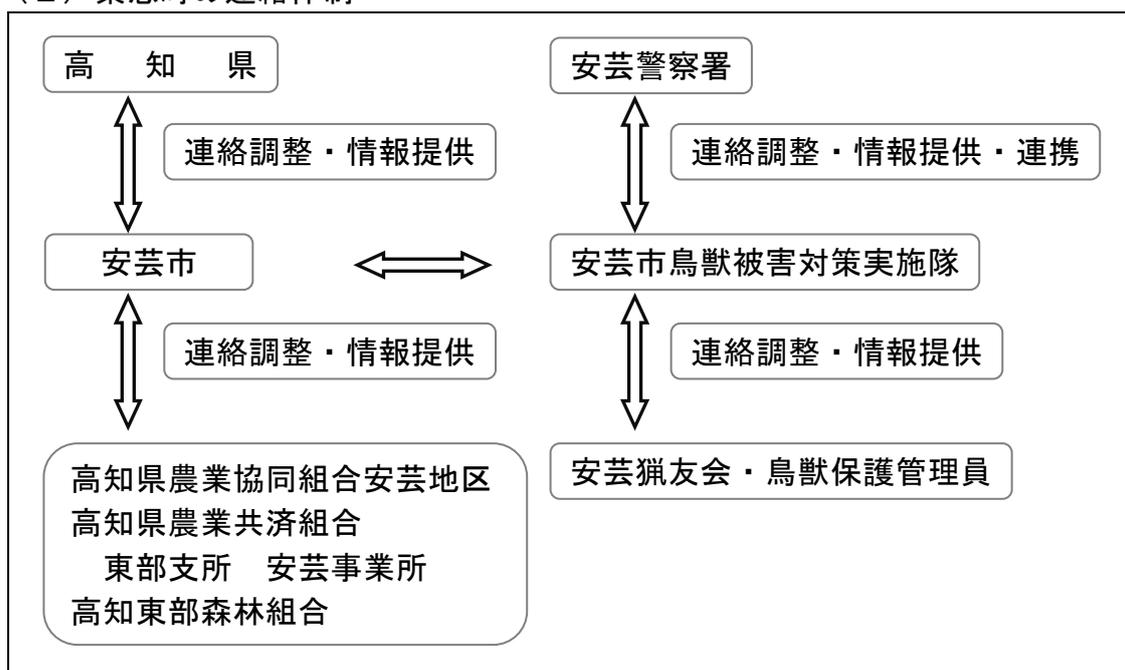
|             |                                      |  |
|-------------|--------------------------------------|--|
| 度           | サル<br>タヌキ<br>ハクビシ<br>ン               | 獣を寄せ付けない集落環境づくり（エサ場の除去や草刈り等）に取り組む。   |
| 令和 8 年<br>度 | シカ<br>イノシシ<br>サル<br>タヌキ<br>ハクビシ<br>ン | 地域が主体となった被害防止策を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり（エサ場の除去や草刈り等）に取り組む。 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称      | 役割                     |
|---------------|------------------------|
| 安芸市鳥獣被害対策実施隊  | 地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整、出動 |
| 安芸猟友会         | 地域巡回、情報収集・提供           |
| 鳥獣保護管理員       | 地域巡回、情報収集・提供           |
| 高知県農業協同組合安芸地区 | 地域巡回、情報収集・提供           |
| 高知東部森林組合      | 地域巡回、情報収集・提供           |
| 安芸市           | 各関係機関との連絡・調整、情報収集、提供   |
| 安芸警察署         | 地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報     |
| 高知県           | 各関係機関との連絡・調整、情報収集、提供   |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

生態系に悪影響のない及ぼすことのない適切な方法で処理する。

- ① 適切な処理施設での焼却及び現場での埋設等
- ② 自家消費（食糧としての利用）

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 食品                                   | 解体処理施設やジビエ料理店が近隣にないため、自家消費を主体とする。 |
| ペットフード                               | 特になし                              |
| 皮革                                   | 特になし                              |
| その他<br>（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 特になし                              |

(2) 処理加工施設の実施

|      |
|------|
| 特になし |
|------|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

|      |
|------|
| 特になし |
|------|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称        | 安芸市有害鳥獣被害対策協議会 |
|---------------|----------------|
| 構成機関の名称       | 役割             |
| 安芸市農林課        | 事務局、防止対策の推進    |
| 安芸猟友会         | 被害状況等の情報提供、捕獲  |
| 高知県農業協同組合安芸地区 | 被害状況等の情報提供     |
| 高知東部森林組合      | 被害状況等の情報提供     |
| 芸陽漁業協同組合      | 被害状況等の情報提供     |

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 高知県鳥獣保護管理員 | 鳥獣保護における指導、助言           |
| 安芸森林管理署    | 国有林野における防止対策、情報提供       |
| 安芸農業振興センター | 防止対策指導、助言               |
| 安芸林業事務所    | 防止対策指導、助言               |
| 鳥獣被害対策実施隊  | 地域巡回、情報収集・提供、広報、啓発、技術指導 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称   | 役割                       |
|-----------|--------------------------|
| 高知県鳥獣対策課  | 鳥獣被害対策等に関する情報提供          |
| 鳥獣被害対策専門員 | 鳥獣被害対策等に関する相談・情報提供、技術普及等 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
|--|
| 設置日：平成27年3月20日                           |
| 任期：1年間または任命された年度中                        |
| 構成：安芸市農林課職員5名                            |
| 規模：民間隊員0名                                |
| 実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、生息・被害調査、広報、啓発、技術指導等 |
| 事務局：安芸市農林課林業振興係                          |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|                              |
|------------------------------|
| 地元と協力し、地域ぐるみで防除事業の実施を検討していく。 |
|------------------------------|

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|                                  |
|----------------------------------|
| 近隣市町村との情報交換により、効果的な捕獲、防止柵の確立を図る。 |
|----------------------------------|